

火薬類運送規則

1. 案内情報

- 手続名 : 火薬類の積載方法、種類等について危険のおそれのない場合の認定
- 手続根拠 : 火薬類運送規則第38条
- 手続対象者 : 火薬類運送規則の技術上の基準によらない場合の基準の認定を受けようとする鉄道事業者
- 提出時期 : 火薬類運送規則の技術上の基準によらない場合の基準の認定を受けようとするとき
- 提出方法 : 火薬類の積載方法、種類等について危険のおそれのない場合の認定申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課を經由して、国土交通大臣あて提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 :
- 記載要領・記載例 : 経由先となる地方運輸局鉄道部運転保安課にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
九州運輸局鉄道部運転保安課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 地方運輸局鉄道部運転保安課

3. 手続情報

審査基準 : 火薬類運送規則第38条

標準処理期間 : なし

不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による